

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第四十号）（経営革新課

）

一 改正の要旨

高度化事業について、貸付利率を改定するとともに、中心市街地の活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成三十年五月二十四日